

境港市世帯支援会議設置要綱

(設 置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活又は社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく支援を効果的に実施するため、境港市世帯支援会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 会議は、市の職員、地域包括支援センターの職員、境港市社会福祉協議会の職員、居宅介護支援事業所の職員、介護サービス提供事業所の職員、障がい者相談支援事業所の職員、障害福祉サービス事業所の職員、その他支援を実施するために必要な機関・事業所等の職員で組織する。

(会 議)

第3条 会議が所掌する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 構成員に高齢者及び障がい者がいる世帯（以下「世帯」という。）に対する支援及び支援体制の検討に関すること。
- (2) 世帯に対する継続的な支援に関すること。
- (3) 障がい福祉サービスから介護サービスへの引き継ぎに関すること。

(運 営)

第4条 会議は、福祉事務所長が招集する。

- 2 前項の規定による招集に当たっては、当該会議に付議する事案に応じ、第2条に規定する者のうち当該事案の審議に必要な者を招集するものとする。
- 3 特に必要と認めるときは、第2条に規定する者以外の者に当該会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(書類の保存)

第5条 市は、会議に付議した議案、審議結果等に関する記録については、当該会議を開催した日の属する年度の終了後5年間保存するものとする。

(秘密の保持)

第6条 第2条に規定する者及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉保健部長寿社会課、福祉課及び健康推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

◆ 世帯単位（高齢者と障がい者）の包括支援のフローチャート

日常生活の支援の手順	所管課・窓口	主たる支援を必要とする人			
		高齢	身体障がい	知的障がい	精神障がい
① インテーク 相談・通報等の受付	長寿社会課 (地域包括支援センター)	福祉課	福祉課	健康推進課	
↓	※主訴が明確化されていないケースは地域包括支援センターで相談受理する				
② 実態把握 支援ニーズの把握 アセスメント（個人情報） 市全体の社会資源の把握	注 「世帯を支援する意識」を持った広い視野でのアセスメント ・家族構成の確認（キーパーソンとなる人は）… <u>情報共有の同意書</u> ・所管課は他の関係各課へ情報提供（連携） ・「世帯支援会議」開催の必要の「有」⇒福祉事務所長へ <u>開催要請</u> 「無」⇒通常の「③コーディネート」				
↓	※「世帯支援会議」の開催 ・所管課は会議の運営（開催準備～会議進行～会議録作成）				
③ コーディネート サービス・制度機関へのつなぎ 専門職ネットワークの連携 (サービス担当者会議) ↓	・会議で決定した支援（今後の対応）について諸手続き				
④ サービス提供 ↓	・				
⑤ モニタリング	・世帯の現状について所管課に報告				

緊急時・状況変化時

通常時

